

令和3年度 事業計画書

自 令和3年4月 1日

至 令和4年3月31日

社会福祉法人 柳川市社会福祉協議会

令和3年度柳川市社会福祉協議会事業計画書

《情勢と基本方針》

近年、少子高齢化や核家族化の進展、経済的困窮や社会的孤立、子どもの貧困や虐待等の様々な社会問題が顕在化しています。特に、この一年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、社会環境は一変し、多くの社会・経済活動が制約され、地域では住民相互による助け合い活動の自粛や停滞が続くとともに、減収や失業による生活困窮者の増加、外出自粛や家ごもりに伴う高齢者等の孤立など新たな課題への対応が求められています。

このような中、地域におけるつながりを再構築し「地域での新たな支え合いの仕組みづくり」の実現に向けて、官民一体となった取り組みが急務となっています。

ところで、柳川市の状況は、令和3年1月末現在、人口は64,965人（前年比564人減）、世帯数は26,086世帯（前年比261世帯増）、高齢化率33.6%となっており、核家族化と高齢化は年々進行しています。

本会は、今日的な地域福祉の課題を踏まえ、住民の福祉ニーズを的確に把握するとともに、行政をはじめ、地域の福祉関係者と福祉課題の共有化を図り、関係機関・団体との連携をこれまで以上に深めながら、地域共生社会の実現に向け、各種事業を展開していきます。

そのため、令和3年度は、地域福祉を推進する部門を本所に統合、市民サービスを提供する生活支援係の新設、障害者基幹相談支援センターの設置等、組織機構の見直しを行い、法人運営の効率化を図るとともに、部署間の連携を強化し、多様化する福祉課題に的確かつ速やかに対応できる体制の構築を図っていきます。

地域福祉活動の推進については、第2期地域福祉活動計画による5ヵ年計画の取り組みが4年目を迎えることから、残り2ヵ年の取り組みと第3期地域福祉活動計画策定に向けた準備を進めていきます。また、住民相互による福祉活動の推進については、コロナ禍においても“つながりを絶やさない”地域の支え合い活動が継続して展開できるよう支援に努めていきます。

今年度から本格的に稼働する障害者基幹相談支援センターについては、関係機関との更なる連携強化に努めるとともに、障がい者支援に関する多様な事業を展開し、地域の相談支援の中核として、役割を十分に発揮できるよう確実な業務遂行と円滑な運営に努めていきます。

介護保険事業については、令和3年度介護報酬改定を受け、感染症や災害への対応力強化に努め、災害時等においても住み慣れた地域において、利用者の尊厳を保持しつつ、必要なサービスが切れ目なく提供できるように、介護人材を確保し、介護事業の安定した事業経営を目指すとともに、本会の在宅サービスの主流である居宅介護支援や訪問介護を中心に、利用者の立場に立ったきめ細かな質の高い介護サービスの提供に努めていきます。

このように、本会は、地域の福祉関係者との連携のもと、小学校区や自治会・町内会などを単位とする小地域における住民主体の福祉活動を一層支援するとともに、ボランティア・地域の関係団体との協働の取り組みを広げ、地域のつながりの再構築を図り、だれも排除しない地域社会づくりを進めます。

《重点目標》

1. 第2期地域福祉活動計画の推進
2. コロナ禍における地域支え合い活動の支援
3. 障害者基幹相談支援センターの円滑な運営
4. 感染症や災害時の在宅サービス業務継続計画の策定

《法人経営部門》

本会では、今年度から地域福祉推進の要である地域福祉係を本所に統合するとともに、市民に直接的な福祉サービスを提供する事業が増えてきたことから、より専門性を深めて市民サービスを提供するために、本所に「生活支援係」を新設し、事業運営に取り組んでいきます。組織の見直しに伴い事務処理の効率化や専門性を高めていく一方で、縦割りの組織にならないように、部署間の連携が図れる職場づくりに取り組んでいきます。

また、社会福祉法人制度改革により、適正な支出管理を確保するとともに、福祉サービスへ再投下可能な余裕財産を明確化し、社会福祉充実計画を作成することが義務付けられています。平成 29 年度に作成した本会の社会福祉充実計画においては、10 年間で地域福祉を更に推進していくための人員を増員するとともに、老朽化に伴う車両の買い替えを順次行っていくこととしており、令和 3 年度において、車両 3 台を買い替える計画です。

法人経営部門では、毎年度の決算で算出される社会福祉充実残額を適正に確認し、法人の健全経営や地域福祉の担い手としてふさわしい事業を確実にかつ効果的に行うための安定的な財政基盤を確保するとともに、その提供する福祉サービスの向上並びに事業経営の透明性を確保するために、次のとおり取り組んでいきます。

1. 組織運営

(1) 理事会等の開催

地域福祉推進にふさわしい事業を市民と協働して実施していくために、理事会等を中心に法人経営の強化を図ります。

- 理事会の開催
- 評議員会の開催
- 正副会長会の開催
- 評議員選任・解任委員会の開催
- 企画・財政委員会の開催
- 運営会議の開催（定例月 2 回、対象者：常務理事及び管理職等）

(2) 監査の実施

事業の健全経営や透明性を図るため、法人の財産状況等の監査を受けます。

- 本会監事による監査（原則として年 1 回）

(3) 役員及び評議員の改選

現役員及び評議員の任期が令和 2 年度のものに関する定時評議員会の終結の時までのため、改選に係る選任手続きを適正に行います。

- 次期役員の任期（令和 3 年 6 月の定時評議員会の終結の時から令和 4 年度のものに関する定時評議員会の終結の時まで）
- 次期評議員の任期（令和 3 年 6 月の定時評議員会の終結の時から令和 6 年度のものに関する定時評議員会の終結の時まで）

(4) 安定的な財政基盤の確保

① 社協会員募集の推進

地域行政区等の協力を得て、一般会員を募集します。また、広報誌やホームページを活用して本会に対する認知度を高め、本会の趣旨に賛同する団体及び企業等の特別会員としての加入を推進します。

- 一般会員（目標／17,734世帯、8,867千円）※7月が推進月間
- 特別会員（目標／7団体、70千円）※8月が推進月間

② 積立資産の運用

長引く低金利の金融市場にあって、近年その果実は少額で推移しており、より有利な資金管理方法を模索すべき状況にあることから、平成26年10月から積立金の一部を国債又は地方債等の安全性の高い有価証券で管理することとしています。

今後も安定的な財政基盤を確保する必要性から、安全性及び収益性の高い方法で管理を行っていきます。

(5) 社会福祉充実計画の管理

社会福祉充実計画については、平成29年度以降の毎会計年度において、算定された社会福祉充実残額が計画どおりに推移しているかを確認し、当初予定していた残額と比較して20%を超える増減がある場合には、理事会及び評議員会の決議並びに所轄庁への変更承認手続きが必要になります。

関係法令をはじめ、厚生労働省が示す事務処理基準を遵守し、社会福祉充実計画を適正に管理していきます。

(6) 苦情解決制度

福祉サービスに対する利用者の満足度を高め、利用者個人の権利の擁護とサービス提供者としての信頼及び適正性の確保を図るために、社会福祉法第82条の規定に基づき、苦情解決制度を適正に実施します。

(7) 情報公表

市民から信任を得られる法人であるために、財務諸表及び現況報告書等をインターネット等で公表します。

(8) 法令遵守

社会福祉法人が遵守すべき法令を熟知してコンプライアンスの意識を高めるとともに、必要な庶務の実施及び規程等の改正を行います。

(9) 新型コロナウイルス感染症への対策

社会的要請が強い事業を継続的に実施できるように、新型コロナウイルス感染症への対策を徹底していきます。

2. 他団体との連携及び連絡調整

(1) 関係機関とのネットワーク

関係機関の主催する各種委員会等へ役職員を派遣し、ネットワーク化を図ります。

(2) 民間助成等の情報提供

関係団体への情報提供及び申請があった場合の推薦などを行います。

(3) 後援名義の使用許可等

関係団体が主催する社会福祉を目的とする各種事業の周知のために名義後援等を行います。

(4) 関係団体の表彰推薦

関係団体が主催する社会福祉事業等に関する表彰に係る推薦事務を行います。

3. 研修事業

(1) 役員・評議員研修

改選期にあたり、社会福祉協議会の役割や事業内容について、役員並びに評議員を対象とした研修を実施します。

役員・評議員研修の実施（令和3年8月）

監事等対象の会計セミナーへの参加

(2) 職員研修

[内部研修]

職員の資質向上を図るために、内部研修の開催を計画します。なお、平成28年度から、法人全体の業務や課題に対する共通理解を深め、オール社協で事業を推進していくために、各拠点及び多職種の職員で構成する職員研修企画委員会を立ち上げ、研修を企画しています。

職員基礎研修（年2回 常勤職員対象）

パソコン研修（常勤職員対象）

交通安全研修（年1回 全職員対象）

[外部研修]

外部機関が実施する担当業務又は階層別研修に必要な応じて参加します。

専門研修

人権・同和研修

4. 人材育成事業

(1) 実習生の受入

社会福祉の専門家や介護職を目指す柳川市内在住者又は出身者等に、人材育成の一環として実習の場を提供します。

介護支援専門員及びホームヘルパーの介護職

社会福祉士等の相談援助職

《地域福祉活動推進部門》

今年度は、行政の地域福祉計画と一体的に策定した「第2期地域福祉活動計画」の4年目となります。残された期間の計画を着実に遂行するとともに、次期活動計画の策定に向けて、所管課と協働し準備を進めていきます。また、今年度から地域福祉推進に関する専門部署を本所に統合したことにより、今まで以上に各部署と連携を強化しながら、各種事業の推進に努めていきます。

地域福祉活動の推進については、コロナ禍の今後が見通せない中で、コロナウイルスとの共存を図りつつ、新しい生活様式の下で地域の福祉関係者が安心して支え合い活動を展開できるよう、従来の考え方による取り組みに加えて、新しいつながりの形を様々な手法で支援すべく、取り組みを進めていきます。

小地域福祉活動の推進については、要支援者等への見守り活動の強化を図るため、地区社協を単位として見守りマップづくり及び配布物を通した見守り活動の強化に取り組んでいきます。

また、地区社協活動については、必要な財政支援をはじめ、運営や活動に関する助言、地区担当職員による個別支援の充実を図るとともに、研修会の開催支援、各地区の運営を担う役員等を対象に全体研修会を開催するなど、組織体制の強化及び活動の活性化に向けた支援に努めます。

5期目を迎えている福祉委員については、今年度任期満了となることから、次期委員の推薦手続きを進めるとともに、アンケート調査による活動状況の把握や活動における課題の抽出を行い、取り組みの更なる推進を図っていきます。また、研修等を通した資質向上や、地域の福祉関係者との情報共有の場づくりに努め、活動しやすい環境づくりに取り組んでいきます。

設立から2年目を迎えた柳川市社会福祉法人連絡協議会においては、引き続き、地域の課題や制度の狭間にある問題の解決に向け、市内全域で多様な取り組みが展開できるよう当協議会の事務局としての役割を果たしていきます。また、福岡県内の社会福祉法人が連携し、生活困窮者等の相談及び支援を行う「ふくおかライフレスキュー事業」に今年度から参画し、生活困窮者への支援の幅を広げていきます。

コロナ禍における社会情勢や生活様式の変容に伴い、新たな生活問題や福祉課題が生じることが予想されることから、要支援者等を対象としたアンケートによる実態調査を実施し、潜在的課題の把握に努め、個別課題への対応や今後の事業展開に反映させていきます。

今後も、社協職員が積極的に地域に出向き、地域住民や福祉関係者、関係機関と連携協働し、地域の福祉ニーズの把握や福祉課題の解決に努め、市民に必要とされる存在になるよう努めていきます。

以上、この部門では、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりのため、次の事業に取り組めます。

1. ボランティア活動・福祉教育

(1) ボランティアセンター事業〔市受託事業〕

市民のボランティア活動に関する理解と関心を高め、活動への住民参加の促進を図るために、次の事業に取り組めます。

- ボランティアに関する相談・登録・斡旋
- ボランティア発掘・育成
- ボランティア講座
- ボランティア団体の支援及び連絡調整
- ボランティアに関する情報の収集及び提供・広報活動

- ボランティアコーディネーターの配置
- ボランティア活動保険への加入促進
- 災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施

(2) 市民福祉講座の開催

市民に関心の高い時事福祉問題や暮らしに役立つテーマについて学習機会を提供します。

(3) 出前講座の開催

地域での自主的な学習活動の支援とともに、福祉に関する理解と関心を深めていただくため、地域の皆さまのご要望に応じて、職員が集まりの場に出向き講座を行います。

(4) 災害に強い地域づくり講座の開催

住民同士の支援活動を円滑に進めるために必要な知識の普及を図ります。

(5) 傾聴ボランティア講座の開催

相談支援の基本となる傾聴の基礎を学び、地域や福祉施設等において活動する傾聴ボランティアを養成します。

(6) 福祉教育教材活用事業

福祉読本「ともに生きる」を市内の各小学校等に配布し、福祉教育教材として活用してもらうことにより、福祉の心の醸成を図ります。

2. 調査・広報・普及

(1) 社協だよりの発行／年6回

社協事業や地域の福祉活動等を広く市民に広報するため、市内全戸に広報誌を配布します。
今年度、レイアウトを刷新し、今まで以上に読みやすい広報誌づくりに努めます。

(2) ホームページ等による情報配信 [<https://yanagawa-shakyo.or.jp/>]

社協情報や福祉情報など、ホームページやフェイスブックを活用しタイムリーな情報配信を行います。

(3) 福祉データ基礎調査

人口や世帯数、高齢者数、高齢化率など福祉関連のデータを把握し、地域への情報提供等に活用するために調査を行います。

(4) 社会福祉大会の開催 / 柳川市民文化会館で10月16日開催予定

社協活動や社会福祉への関心を高め、地域福祉活動を推進するための社協会費・共同募金・寄附金への認識を深めてもらうことを目的に実施します。

※多様な年齢層の参加促進を図るため、ふれあいフォトコンテストや福祉標語の募集を行います。

(5) 児童・高齢者福祉啓発事業

5月の児童福祉月間及び9月の老人福祉月間に合わせポスターを作成し、公共施設等に掲示することにより、児童・老人福祉に関する普及啓発を行います。

(6) 共同募金運動への協力

福岡県共同募金会柳川市支会の事務局と連携し、共同募金運動や災害時の義援金募集などに協力します。

(7) 個別課題等実態調査事業〔新規〕

要支援者等が抱える個別課題を把握し、課題解決に向けたアプローチと新たな社会資源の開発に繋げるために実態調査を行います。

今年度は、ひとり暮らし高齢者世帯を対象としたアンケート調査を実施します。

3. 小地域福祉ネットワーク・よりあい活動

(1) 福祉委員の設置推進

住民の福祉活動を担う地域の福祉ボランティアとして福祉委員の設置推進並びに未設置地区の設置促進を図ります。

(2) 福祉委員全体研修会・地区別研修会の開催

福祉委員活動への認識を深めるとともに、時事問題への理解促進並びに活動に必要な情報提供を行い、福祉委員の資質向上を図ります。また、引き続き地区別研修会を開催し、福祉委員の情報交換及び交流の場づくりを支援します。

(3) 地区社協連絡会の開催〔年3回〕

地区社協活動に関する課題の共有や各地区相互の情報交換の場として開催します。また、他地区の先進的な取り組みを学習するための研修会を実施します。

(4) 地区社協役員研修会

地区社協の運営を担う役員等を対象に、地区社協活動に対する共通理解の促進及び各地区の活動状況を知る機会を提供することで、活動の活性化と役員の意識高揚を図ります。

(5) 個別地区社協支援〔地区担当職員による個別支援〕

各地区の研修会等の開催支援、運営や活動に対する助言など、地区担当職員による活動支援を行います。

(6) 地区社協福祉関係者座談会

地域の福祉関係者と直接対話する機会を設け、地域の福祉問題や地域の福祉活動における課題を整理し、地域に対するきめ細かな支援及び連携強化を図ります。

(7) 見守りネットワークの推進

地区内の要支援者の支援活動に取り組む地区社協と連携を図りながら、地域の多様な関係者の協力のもと、見守りマップづくり及び配布物を通じた見守り訪問活動を推進し、地域の見守り支援体制づくりを進めます。

(8) よりあい活動の普及推進

地域住民が気軽に集える身近な場所で、仲間づくりや健康保持等を目的に実施される「よりあい活動」の普及、推進を図るために、次の事業に取り組みます。

- よりあい活動支援講座の開催
- よりあい活動支援室内遊具の貸出し及びレクリエーション指導
- よりあい活動新規立ち上げに対する助成金交付

4. 当事者及び当事者団体支援

(1) 子ども食堂等の支援

経済的な事情などにより、家庭で十分な食事がとれなくなった子どもに、無料もしくは安価な食事や居場所を提供する子ども食堂等を実施する団体へ立ち上げや運営に関する情報提供などの支援を行います。

(2) 各福祉団体活動の支援

当事者自らが、課題の解決に向けた活動を自主的に行う福祉団体の活動を支援します。

(3) 歳末たすけあい事業支援

地区社協を通じて実施される地域歳末たすけあい運動の取り組みを支援します。

(4) 物故者への敬供事業

物故者の生前の労に感謝し、霊前に敬供品と弔意を贈ります。

5. 地域における公益的な取り組みの推進

市内の社会福祉法人等とそれぞれの事業分野の枠を超えて、相互に連携・協働して、制度の狭間にある福祉課題の解決に向け、取り組みを進めます。

《生活支援部門》

今年度から、市民への直接的なサービスを提供する部署として、本所に「生活支援係」が新設されます。この部署では、住民からの相談やニーズを的確に受け止め、その課題解決のために関係機関と連携を取りながら、様々な支援を行っていきます。

総合相談事業については、誰もが気軽に相談できる窓口を目指し、各種関係機関と連携しながら相談者の福祉課題や生活問題の解決に努めていきます。

生活福祉資金貸付事業は、市が実施している自立相談支援事業と連携しながら、相談世帯の経済的自立と生活の安定を図っていくとともに、生活福祉資金の貸付だけにとどまらない各種関係機関と連携した継続的な支援に繋げていきます。また、緊急支援品支給事業については、本会が保有している支給品と併せて、フードバンク等の協力を得ながら、生活困窮世帯への食糧支援を行っていくとともに、生活困窮世帯の自立に向けた支援につなげていきます。

日常生活自立支援事業については、昨年1月から本会に新たに専門員を配置し、事業を実施しています。今後も各種関係機関と連携しながら、事業利用へのニーズ把握に努め、判断能力が不十分な方の権利擁護のために、福祉サービス利用や日常的な金銭管理などの支援を行っていくとともに、適正な事業運営を行っていきます。また、当該事業は、利用者本人の死亡も解約の要件となっており、特に、独り身の高齢の利用者や親族からの支援を望めない高齢の利用者の死後事務に課題を抱えていることから、成年後見制度への計画的な移行を行っていきます。

さらに、今後、ひとり暮らし高齢者の増加等に伴い事業利用者の増加が見込まれるため、住民ニーズに対応できる生活支援員体制について検討していきます。

以上、この部門では、地域住民のあらゆる生活課題を受け止め、必要な支援につなぐとともに、福祉サービス利用の援助や地域での生活支援に向けた相談・支援活動、情報提供等を行い、多様な生活支援サービスを提供するため、次の事業に取り組みます。

1. 総合相談事業の推進

(1) 日常的な総合相談事業

福祉に関する総合相談窓口を設置し、住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言や他の専門機関への紹介を行います。

(2) 心配ごと相談事業（市受託事業）

心配ごと相談所を設置し、住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言や他の専門機関への紹介を行います。

□第1・第3木曜日 13:00～16:00 柳川総合保健福祉センター

[相談員：司法書士、民生児童委員]

2. 生活困窮者への支援

(1) 生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）

他の貸付制度が利用できない低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯等に対し、資金の貸し付けと併せて必要な相談支援を行うことにより、経済的自立と生活の安定を図ります。

□資金種類（総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金など）

(2) 緊急支援品支給事業

一時的に食事等の摂取が困難な生活困窮世帯に対して、食糧及び飲料水等を支給することによって、生命維持のための緊急的な支援を行います。また、余剰食品や規格外食品を提供するフードバンクなど、関係機関等と連携を図りながら取り組みを進めていきます。

3. 子育て世帯への支援

(1) ファミリーサポートセンター事業（市受託事業）

子育てをする人の仕事と育児の両立と安心して働くことができる環境づくりのため、児童の預かり等について、援助を受ける人と援助を提供する人の連絡調整を行います。

(2) 地域子育て支援拠点事業（市受託事業）

児童館において、乳幼児と親が気軽に集える場を提供し地域の子育てを支援するため、地域子育て支援拠点事業として、つどいの広場事業を実施します。

(3) 子育て支援ゆずりあい事業

不要となった育児用品（チャイルドシート、ベビーベッド、ベビーバス）を譲りたい人と譲ってほしい人を登録し、斡旋を行うことにより、資源の有効活用と子育て世代の交流及び経済的な負担軽減を図ります。

4. 在宅生活の支援

(1) 福祉用具貸与事業

介護保険適用外の虚弱高齢者や障がい児・者及び一時的に病気やけがをされた方等に対して、福祉用具を貸与することにより、利用者及び介護者の日常生活の支援を行います。

① 電動ベッド ② 車いす ③ 歩行器 ④ 松葉杖 ⑤ 乳児用ベッド

(2) ハンディキャブ貸与事業

車いす利用者や歩行が著しく困難な方に対し、ハンディキャブ（福祉車両）を貸与することにより、利用者の社会参加と日常生活の向上を図ります。

5. 被災世帯への支援

(1) 火災見舞品支給事業

火災による被災者世帯へ寝具の救援物資を支給します。

6. 福祉サービス等の利用援助

(1) 日常生活自立支援事業（県社協受託事業）

認知症、知的障がい、精神障がいをお持ちの方等で、判断能力が不十分なために日常生活でお困りの方を対象に、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理及び書類等の預りサービスを行います。

7. 福祉バス運営事業（市受託事業）

福祉団体等の視察研修及び大会等参加のために福祉バスの運行を行います。

8. 大和・三橋老人福祉センター運営事業（市受託事業）

高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を提供するために設置された大和・三橋老人福祉センターの管理運営を行います。

《障がい者相談支援部門》

昨年、柳川市から受託した基幹相談支援事業は、本年4月から本格稼働を開始します。「第6期柳川市障がい福祉計画」並びに「第2期柳川市障がい児福祉計画」の開始年であるため、計画に即した基幹相談支援センターとしての役割を果たします。

障がい福祉に関する初期相談や困難事例に対応し、総合相談窓口としてワンストップで相談を受ける体制を整備していきます。同時に、市内相談支援体制の充実を図るため、相談支援事業の連携強化に取り組み、高齢者福祉機関や学校など障がい福祉と関わりがある機関との関係性を構築することで、障がい当事者のエンパワメントを発揮できるような支援体制づくりに努めます。また、市民の障がいに対する理解促進を図るため、一層の広報・啓発活動に努めます。

権利擁護においては、虐待防止センターである行政と連携し、虐待の相談をしやすい虐待通報窓口となることで速やかに通報できる取り組みを進めていきます。必要に応じて成年後見制度の利用支援を行い、関係事業所と連携しながら親亡き後問題について取り組んでいきます。

以上、この部門では、地域の障がい福祉の拠点として、行政や相談支援事業所、地域の関係機関と連携し課題解決に取り組み、障がいがあっても住みやすいまちづくりを実現するため、次の事業に取り組みます。

1. 障害者相談支援事業

(1) 相談支援体制の強化

- 専門的な知識を必要とする困難ケースの対応
- アウトリーチが必要な方への訪問相談
- 市内相談支援事業所や障がい福祉サービス事業所との関係性の構築
- 相談員のスキルアップを図るための取り組み

(2) 権利擁護の推進

- 虐待相談窓口として相談しやすい環境の構築
- 虐待防止センターへの速やかな通報
- 成年後見制度の利用支援及び広報活動

(3) 地域移行・地域定着支援

- 精神科病院に長期入院している方の退院前後の支援
- 障がい者施設に長期入所されている方の退所前後の支援
- 刑務所など更生施設から出所される障がいのある方の支援

(4) 計画相談支援

- 緊急性を要する方への迅速なサービス利用に繋げるための計画作成

(5) ピアカウンセリングの管理・運営

- 発達障がい当事者及び支援者の集いの企画・運営
- その他障がい当事者の集いの推進

(6) 自立支援協議会の運営

- 行政や他相談支援事業所と共に事務局の運営
- 部会事務局の後方支援

(7) 地域生活支援等整備事業との連携強化

- 夜間等緊急時相談への対応
- 自立に向けた体験の場の整備
- 支援者のスキルアップの取り組み

2. 居住サポート事業

不動産業者に対する物件あっせん依頼及び家主との入居契約手続き支援を行うとともに、生活上の課題に対する緊急時の相談支援及び関係機関との調整を行います。

《在宅福祉サービス部門》

本会が実施している在宅福祉サービスは、介護保険事業の居宅介護支援や訪問介護を中心に、近年増加傾向にある障害者居宅介護事業や柳川市からの受託事業と多岐にわたっています。

多様化する利用者や家族のニーズに寄り添い、住み慣れた地域でその人らしい自立した生活を送れるよう、介護人材を確保し、質の高い介護サービスの提供に努めていきます。

介護保険事業については、第8期介護保険事業計画初年となり、介護保険制度改正が行われ、令和3年度介護報酬改定概要の冒頭に、感染症や災害への対応力強化が挙げられています。ここ数年、毎年発生している大規模自然災害や新型コロナウイルス感染症拡大による今まで経験したことがない緊急事態宣言下を含め、長期にわたる不安な生活が続いています。その中で、利用者の日常生活が変化なく送れるよう日々支援を行っていきます。また、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が義務づけられたことから、必要なサービスを安定し継続して提供できる体制の構築に努め、日頃からの備えと事業継続に向けた取り組みを行っていきます。

柳川市が提供するサービス「介護予防・日常生活支援総合事業」の訪問介護サービスについては、介護予防訪問介護相当サービス・訪問型サービス A（生活管理指導員派遣事業）といった要介護度が軽度な利用者が増加しています。サービスの内容も生活援助が対象となっていますが、地域包括支援センターの総合相談支援の対象者からのサービス依頼が多く、処遇が困難な利用者に対して複数の訪問介護員での対応が必要な状況も発生しています。このような事例に対しても、高齢者等のニーズに合ったサービスを提供していただけるように市の担当部署や地域包括支援センターと連携して更なる地域支援に取り組んでいきます。

在宅介護自費サービス事業については、昨今の社会情勢の中で多様化する介護ニーズに応えるため、社協独自の自費による訪問介護サービスの提供を行っており、広報活動や関係機関への周知が進み、利用者も増加傾向にあります。引き続き、住み慣れた地域で生活できるよう市民の多様なニーズに対応し、制度の枠に捉われない柔軟な事業展開を進めていきます。

以上、この部門では、高齢者の方が「住み慣れた地域で、自分らしく生き生きと暮らしたい」という願いを実現し、できる限り自立した日常生活が送れるよう支援するため、次の事業に取り組めます。

1. 介護保険事業

(1) 訪問介護事業

訪問介護事業では、介護の必要な高齢者の居宅を訪問し、食事介助・入浴介助・排泄介助等の身体介護や、炊事や洗濯・掃除などの生活援助を、利用者一人ひとりの残存能力を生かしつつ、身体の状況に応じて自立した在宅生活が送れるようにサービスを提供します。

□ 1ヶ月あたりの延べ訪問回数 340 回を目標とします。(令和2年度月平均 330 回)

(2) 居宅介護支援事業

居宅介護支援事業では、介護保険制度に基づく介護サービスを受ける時に必要となる介護サービス計画（ケアプラン）の作成、相談、申請代行、サービス調整等を行い、医療・保険・福祉サービスを総合的・効果的に利用できるようにサービスを提供します。

□ 1ヶ月あたりのプラン作成数 120 件を目標とします。(令和2年度月平均 116 件)

2. 予防給付事業

(1) 介護予防支援事業〔地域包括センターからの受託事業〕

介護予防支援事業では、地域包括支援センターの委託を受け、介護保険制度による介護予防サービスを受ける場合に必要となる介護予防サービス計画(介護予防ケアプラン)の作成、相談、サービス調整等を行い、介護状態への進行を防ぎ自立した生活を送れるように支援します。

□ 1ヶ月あたりのプラン作成数 25 件を目標とします。(令和 2 年度月平均 22 件)

3. 障害福祉サービス事業

(1) 身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者居宅介護事業 (ホームヘルプサービス)

自立支援給付決定を受けられた身体・知的・精神障がい・難病の方に対し、社会との関わりや個々のニーズを大切にサービスを提供し、在宅で自立した生活を送れるように支援します。

□ 1ヶ月あたりの延べ訪問回数 190 回を目標とします。(令和 2 年度月平均 183 回)

4. 在宅介護自費サービス事業

介護保険法に基づく訪問介護(予防事業含む)及び障害者居宅介護事業等における保険給付範囲外のサービスニーズに幅広く対応することができるよう、必要な在宅福祉サービスを提供します。

5. 地域生活支援事業

(1) 移動支援事業〔市受託事業〕

屋外での移動が困難な障がい者(児)の地域における自立生活及び社会参加を図るために、日常生活の外出支援を行います。

6. 介護予防・日常生活支援総合事業

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

① 介護予防訪問介護相当サービス

従来の要支援 1・2 の方を対象とした介護予防給付事業で、利用者一人ひとりの残存能力を生かしつつ、身体状況に応じて自立した在宅生活を送れるよう炊事・洗濯・掃除などの生活援助サービスを提供します。

② 訪問型サービス A (生活管理指導員派遣事業)〔市受託事業〕

市内に居住する 65 歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみ世帯で、介護保険の要支援 1 又は 2 の認定を受けた人や基本チェックリストで該当した人に対し、日常生活に関する生活支援、指導を行います。

(2) 一般介護予防事業

① 地域介護予防活動支援事業（高齢者生きがい活動支援通所事業）〔市受託事業〕

趣味活動等のサービスを提供し、孤立感の解消並びに介護予防を図り、高齢者の生きがいと社会参加の促進を図ります。

7. ひとり親家庭等日常生活支援員派遣事業〔市受託事業〕

母子家庭、寡婦、及び父子家庭にホームヘルパーを派遣して、日常生活の援助を行います。

8. エンゼルサポーター派遣事業〔市受託事業〕

2人以上の多胎児を養育している家庭に対し、ホームヘルパーを派遣し、家事、育児に関する支援を行います。

《月別実施事業》

月	事業名
4月	社会福祉大会実行委員会立ち上げ 福祉データ基礎調査（人口、高齢者、障害者等）
5月	社協だより発行（5月号） 児童福祉月間ポスターによる啓発 監査 傾聴ボランティア養成講座①②③
6月	定時評議員会 理事会 地区社協連絡会① 福祉教育教材配布（市内小学校等） 傾聴ボランティア養成講座④⑤ 福祉委員地区別研修①②
7月	社協だより発行（7月号） 地区社協役員研修 ボランティア講座①② 福祉委員地区別研修③④
8月	よりあい活動支援講座①② ボランティア講座③
9月	社協だより発行（9月号） 老人福祉月間ポスターによる啓発 よりあい活動支援講座③ 災害に強い地域づくり講座（1回） 個別課題等実態調査
10月	赤い羽根共同募金運動（12月31日まで） 地区社協連絡会② 社会福祉大会（10月16日） 災害に強い地域づくり講座（1回） 個別課題等実態調査
11月	社協だより発行（11月号） 福祉委員全体研修 災害に強い地域づくり講座（2回）
12月	歳末たすけあい運動（12月31日まで）
1月	社協だより発行（1月号） 市民福祉講座①②
2月	地区社協連絡会③ 市民福祉講座③④
3月	社協だより発行（3月号） 理事会・評議員会

《通年事業》

1. 第2期地域福祉活動計画の推進
2. 心配ごと相談事業
3. 生活福祉資金貸付事業〔県社協受託事業〕
4. 緊急支援品支給事業
5. 社会福祉法人連絡協議会による地域における公益的な取り組みの推進
6. ホームページによる情報配信
7. 地区社協事業
8. 地区社協福祉関係者座談会事業
9. よりあい活動支援室内遊具貸与事業
10. 火災見舞品支給事業
11. 物故者への敬供事業
12. 福祉用具貸与事業
13. ハンディキャブ貸与事業
14. 各種機材・機器等貸与事業
15. 子ども食堂等の支援
16. 子育て支援ゆずりあい事業
17. 日常生活自立支援事業〔県社協受託事業〕
18. 介護保険事業
19. 予防給付事業
20. 障害福祉サービス事業
21. 在宅介護自費サービス事業
22. 移動支援事業〔市受託事業〕
23. 障害者相談支援事業〔市受託事業〕
24. 居住サポート事業〔市受託事業〕
25. 介護予防訪問介護相当サービス
26. 訪問型サービスA（生活管理指導員派遣事業）〔市受託事業〕
27. 地域介護予防活動支援事業（高齢者生きがい活動支援通所事業）〔市受託事業〕
28. ひとり親家庭等日常生活支援員派遣事業〔市受託事業〕
29. エンゼルサポーター派遣事業〔市受託事業〕
30. 福祉バス事業〔市受託事業〕
31. 大和・三橋老人福祉センター管理運営〔市受託事業〕
32. ボランティアセンター事業〔市受託事業〕
33. ファミリーサポートセンター事業〔市受託事業〕
34. 児童館運営〔市受託事業〕
35. 地域子育て支援拠点事業〔市受託事業〕